



平成 24 年 3 月 9 日

JMRCA オープンクラスブラシレスモーター規定

1. JMRCA 全日本選手権で使用できるモーターは、JMRCA の公認を受けているモーターのみ使用ができ、一般に販売されていない。
2. 05 または 540 サイズのモーターであること。
3. 動力用モーターは、長さ(L)53 mm, 直径 36 mm 以内(但し、モーターシャフト、フロントアリング・ハウジングは除く)の大きさのものに限る。製造誤差は許される。
4. ブラシレスモーターはネオジュウム・マグネットのみ使用がみとめられる。
5. コイルの巻き線は、13.5 ターンのスター結線で端子間抵抗が $27m\Omega$ 以上(3 端平均抵抗値)の事。尚、JMRCA 規定と端子間抵抗の異なるモーターが存在する場合には ラベル、刻印、色等の外観で公認モーターの区別が出来る物に限る。
6. 公認モーターであっても、他の公認モーターの部品を混入してはならない。
7. 公認モーターは、製造会社名、または販売会社名がすぐわかる状態のものでなければならない。
8. 毎年度の公認申請締め切り期日は以下の通りです。締め切り後のものは、次年度の審査とする。
9. モーター公認申請書、製品サンプル 1 個、及び 1 種類のモーターに付き、申請料 ¥2,000 を添えて、下記の JMRCA 事務局に送る事。

注、大会時の測定に於いて、基準を満たさないモーターについては、申請者の責に於いて対処する事を義務とする

送付先: 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-8-9 東加ビル 3F
コスモス 53 内 JMRCA 事務局 モーター公認係宛
TEL03-5825-3202

* 申請締め切り日、平成 24 年 6 月 30 日

JMRCA



平成 24 年 3 月 9 日

JMRCA スポーツクラスブラシレスモーター規定

1. JMRCA 全日本選手権で使用できるモーターは、JMRCA の公認を受けているモーターのみ使用ができ、一般に販売されていない。
2. 05 または 540 サイズのモーターであること。
3. 動力用モーターは、長さ(L)53 mm, 直径 36 mm 以内(但し、モーターシャフト、フロントアリング・ハウジングは除く)の大きさのものに限る。製造誤差は許される。
4. ブラシレスモーターはネオジウム・マグネットのみ使用がみとめられる。
5. コイルの巻き線は、17.5 ターンのスター結線で端子間抵抗が $48\text{m}\Omega$ 以上(3 端平均抵抗値)の事。尚、JMRCA 規定と端子間抵抗の異なるモーターが存在する場合には ラベル、刻印、色等の外観で公認モーターの区別が出来る物に限る。
6. 公認モーターであっても、他の公認モーターの部品を混入してはならない。
7. 公認モーターは、製造会社名、または販売会社名がすぐわかる状態のものでなければならない。
8. 毎年度の公認申請締め切り期日は以下の通りです。締め切り後のものは、次年度の審査とする。
9. モーター公認申請書、製品サンプル 1 個、及び 1 種類のモーターに付き、申請料 ¥2,000 を添えて、下記の JMRCA 事務局に送る事。

注、大会時の測定に於いて、基準を満たさないモーターについては、申請者の責に於いて対処する事を義務とする

送付先: 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-8-9 東加ビル 3F
コスモス 53 内 JMRCA 事務局 モーター公認係宛
TEL03-5825-3202

*** 申請締め切り日、平成 24 年 6 月 30 日**

JMRCA